

令和2年5月8日  
政策経営部財政課

## 新型コロナウイルス感染症に関連する当面の予算措置等について

4月22日の企画総務常任委員会において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う区の緊急対応の報告の中で、予算措置の考え方として「補正予算での対応を基本に、必要に応じて予備費の充用、当初予算による一時的対応等により、区民生活に支障が無いよう迅速な対応を行う」と報告したところである。

このたび、国における補正予算の成立（4/30）等を踏まえ、世田谷区における当面の予算措置等について整理したので、報告する。

### 1. 早急に予算措置が必要となる事業等

#### (1) 特別定額給付金

##### 【第1回区議会臨時会に補正予算案を提案】

##### 事務費の一部について予備費で対応

##### 【事業概要】

- ・基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている者に、一人につき10万円を給付

##### 【組織体制】

- ・5月1日より組織改正により専管組織（特別定額給付金担当部）を設置

##### 【事業費見込み】 93,211,739千円

- ・給付金 92,444,200千円（4/27 住民基本台帳人口 923,442人 速報値）
- ・事務費 767,539千円（うち準備経費として 62,535千円を予備費で対応）
- ・財 源 国庫支出金 10/10

#### (2) 子育て世帯への臨時特別給付金

##### 【第1回区議会臨時会に補正予算案を提案】

##### 【事業概要】

- ・令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（特例給付を除く）の支給を受ける受給者  
対象児童1人あたり1万円

【事業費見込み】 704,717 千円

- ・ 給付金 686,790 千円 (支給対象児童数 (見込み) 68,679 人 × @10,000)
- ・ 事務費 17,927 千円
- ・ 財源 国庫支出金 10/10

(3) 住居確保給付金

【第1回区議会臨時会に補正予算案を提案】

当面、既存予算及び予備費で対応し、不足見込み分を補正で対応

【事業概要】

- ・ 休業等に伴う収入減少により住居を失う恐れが生じている人に一定期間、家賃の実費分または家賃の一部を支給
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、4/20 より支給対象範囲を拡大したことなどにより申請件数が急増し、当初予算に不足が見込まれる
- ・ 支給額 (月額) 単身世帯: 53,700 円、2人世帯: 64,000 円 など

【事業費見込み】 給付金概算 1,184,030 千円

- ・ 当初予算額 28,000 千円に対し、4月末までの受付実績 58,661 千円 (概算)
- ・ 補正までに不足が見込まれる 31,015 千円を予備費で対応
- ・ 今後必要になる 1,125,015 千円を1臨で補正対応
- ・ 財源 国庫支出金 3/4

(4) PCR検査体制の強化 【予備費で対応】

【事業概要】

- ・ 医師会の協力のもと、新型コロナウイルスのPCR検査センターを設置し、検査体制を拡充する

【事業費見込み】

- ・ 民間検査機関へのPCR検査委託料 約 83,000 千円
- ・ 医師等への謝礼等 約 28,000 千円
- ・ CT機器、消耗品等 約 24,000 千円 合計約 135,000 千円

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給 (国民健康保険事業会計)

【予備費 (国保会計) で対応】 条例改正については、5/1 専決

【事業概要】

- ・ 国民健康保険に加入している被用者 (給与等の支払いを受けている被保険者) のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した等により、労務に服することができなかった人に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について傷病手当金を支給 (令和2年1月1日まで遡って適用)

### 【事業費見込み】

- ・傷病手当金 7,840 千円
- ・財源 都支出金 10/10

### (6) 予備費の増額

#### 【第1回区議会臨時会に補正予算案を提案】

- ・予備費対応の合計額 228,550 千円 (令和2年度当初予算3億円)
- ・今後の新型コロナ対策等に備え、予備費を5億円増額する。  
補正額 500,000 千円

## 2. 補正予算(案)規模等

- (1) 第1回臨時会に提案する第1次補正予算  
95,478,936 千円 (うち一般財源: 781,254 千円)
- (2) 予備費対応(一般会計) 228,550 千円
- (3) 予備費対応(国保会計) 7,840 千円

## 3. その他

- (1) 今後とも新型コロナウイルス対応等で予算措置が必要となった場合、補正予算での対応を基本に、必要に応じて予備費の充用、既存予算での一時的対応等により迅速な対応を行うこととする。
- (2) 区立小中学校の休業期間延長に伴う家庭での学習を学校がフォローする取組みについては、現在、詳細を検討中であり、決定次第、情報提供を行う。予算については、(1)の考え方に基づき措置していく。
- (3) 引き続き、第2回定例会において、その他の新型コロナ対策にかかる経費等について、第2次補正予算の提案を予定している。